

委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、長野県小児救急電話相談事業に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

（1）業務の名称 長野県小児救急電話相談事業業務委託

（2）業務の内容 別添仕様書のとおり

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円）（単年度の金額）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、金 〇〇〇〇円とする。

（過去の実績により契約保証金の納付を免除する場合、以下の文を追記）

ただし、財務規則（昭和42年規則第2号）第143条第3号の規定によりその納付を免除する。

2 受注者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付するものとする。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の要領、仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

4 受託者は、毎月末までに、前月に実施した委託業務に係る小児救急電話相談事業月別報告書を委託者に提出するものとする。ただし、3月実施分については、各年度の3月31日までに提出すること。

5 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、毎年度の業務完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い方までに小児救急電話相談事業実績報告書（様式第1号）を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内にその検査を行うものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、受託者から適法な小児救急電話相談事業委託料支払請求書(様式第2号)を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第14条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第15条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第14条から第14条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

4 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第16条 受託者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(責任の所在)

第 18 条 受託者は、委託業務の実施に当たり、利用者に対して誠実に対応し、円滑な業務の実施を図ることとする。

2 受託者は、委託業務の実施に当たり、損害責任保険に加入する。

3 委託業務の実施に当たり問題が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、適切に対処するものとする。

(個人情報の保護)

第 19 条 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

委託者 住 所

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

職・氏名

長野県知事 阿部 守一

受託者 住 所

法 人 名

代表者職・氏名

(様式第1号)(第7条関係)

令和 年 月 日

長野県知事 ○○ ○○ 様

(所在地)

(名 称)

(代表者)

長野県小児救急電話相談事業実績報告について(令和 年度分)

令和 年 月 日付けで締結した長野県小児救急電話相談事業委託契約書第7条の規定により、
次のとおり提出します。

添付書類 長野県小児救急電話相談事業業務委託実績報告書

別紙

長野県小児救急電話相談事業業務委託実績報告書

1 実施機関名

2 実施概要

(1) 電話相談事業

実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	相談対応者	人／延べ
受付時間		相談日数	日
事業の概要			
相談件数			
特記事項			

(2) その他事業運営に必要な事業

項目	内 容

※ 参考資料を添付すること。

3 経費所要額内訳

区 分		所要額	積算内訳
相 談 員 報 酬	報酬費	円	
後方支援医師報酬	報酬費	円	
後方支援薬剤師	報酬費	円	
事 務 職 員 賃 金	賃 金	円	
そ の 他 事 業 費	賃 金	円	
	旅 費	円	
	需用費	円	
	役務費	円	
	委託料	円	
	使用料及 び賃借料	円	
	備品購入費	円	
計		円	

(様式第2号)(第8条関係)

令和 年 月 日

長野県知事 ○○ ○○ 様

(所在地)

(名 称)

(代表者)

長野県小児救急電話相談事業委託料支払請求書(令和 年度分)

令和 年 月 日付けで契約した標記事業について、長野県小児救急電話相談事業委託契約書第8条に基づき、下記のとおり委託料を請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

振込先

銀 行 名
支 店 名
預 金 種 目
口 座 番 号
口 座 名 義